

各務原市における乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)関連の条例について

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を実施するには、市町村長の認可を得る必要があります。また、事業の実施に伴う給付を得るためには、市町村長の確認が必要です。

市町村は、認可及び確認を行うため、それぞれに係る条例を制定し、基準を定めることが法律で決められております。令和7年12月議会において、それぞれの条例を制定したので、その概要をお知らせします。

○認可に関する条例

各務原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

事業所の物理的な環境や安全体制に関する最低限のルールを定めています。

- 目的: 子どもたちが安全で衛生的な環境で過ごせるよう、施設の設備(部屋の広さ、耐火性能、避難経路など)や運営の基本(安全計画、防災訓練、衛生管理など)に関する**最低基準**を定める。
- 根拠法: 児童福祉法
- 主な内容:
 - 設備基準: 乳児室(1人につき1.65㎡)、ほふく室(1人につき3.3㎡)及び保育室(1人につき1.98㎡)の広さ、トイレの設置、耐火建築物であることなど、建物の物理的な要件(第21条)。
 - 職員の配置基準: 子どもの年齢や人数に応じて配置すべき職員(保育士など)の最低人数(0歳児:3人につき1人、1~2歳児:6人につき1人)(第22条)。
 - 安全管理: 安全計画の策定、毎月の避難・消火訓練の実施、送迎バスの見落とし防止装置の設置義務など(第6条~第8条)。
 - 衛生管理: 設備や食器の衛生管理、感染症対策など(第14条)。
- ポイント: 事業所が「施設として存在するための土台」となるルールです。

○確認に関する条例

各務原市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

利用者(子ども・保護者)との契約やサービス提供の手順に関するルールを定めています。

- 目的: 市から給付費(公費)を受け取る「特定」事業者が、利用者に対して適切にサービスを提供し、公正に運営するための基準を定める。
- 根拠法: 子ども・子育て支援法
- 主な内容:
 - 面談: 利用申込時の面談義務、重要事項の説明と同意取得(第4条)。
 - 費用: 利用者から徴収できる費用の種類や、その際の説明・同意義務(第12条)。
 - サービス提供: 他の施設との連携、支援の記録、虐待の禁止、秘密保持義務など(第10条、第11条、第24条、第25条)。
 - 運営: 運営規程の作成と公開、苦情解決の体制整備、事故発生時の対応など(第19条、第22条、第28条、第30条)。
- ポイント: 事業者が「公的なサービスとして運営するための手順」のルールです。